

お知らせ

ふれあいの森で 写生大会を開催

愛知県労働者福祉協議会知多支部（労福協）の主催（後援阿久比町ほか）で、写生大会を開催します。

日時 四月八日（日） 午前10時～午後二時（当日が雨天のときは、四月十五日（日）に順延）
会場 ふれあいの森

参加対象者 知多半島五市五町に在住の家族（幼児、小学生には参加賞有り）

表彰 県知事賞、中日新聞社賞、など優秀作品には表彰状と記念品を贈呈。

作品展 六月以降に中央公民館本館で開催します。

申し込み 事前の申し込みは行いません。当日、ふれあいの森管理事務所前で受け付けます。

問い合わせ先 労福協事務局
☎(21)4032

愛知県横編ニット製造業 最低工賃が廃止されました

家内労働（内職）などで行われる、セーターやカーディガンなどのニット製品製造の最低工賃が二月二十八日で廃止されました。

最低工賃の廃止は、愛知労働局長が愛知地方労働審議会の答申を受けて決定しました。

問い合わせ先 愛知労働局労働基

就学援助の内容

項目	対象者	支給内容
学用品費	準要保護	学用品費・通学用品費 校外活動費（宿泊を伴わない）
新入学児童・生徒学用品費	準要保護 小学1年生 中学1年生	小・中学校に入学する児童・生徒が通常必要とする学用品費および通学用品費
修学旅行費	準要・要保護 小学6年生 中学3年生	児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品、旅行傷害保険料の費用
学校給食費	準要保護	学校が保護者に徴収する給食費の全額
医療費	準要保護	学校保健法施行令第7条に定める疾病における自己負担額
校外活動費	準要保護 小学5年生 中学1・2年生	校外活動費（宿泊を伴うもの）・キャンプなどに参加するため直接必要な費用

就学困難な児童・生徒を援助します

家庭の経済的な理由で、就学が困難な小・中学校児童・生徒の保護者の方に、学用品費や学校給食費などを支給します。

就学援助の対象者（阿久比町在住の方）

- ・ 生活保護
- ・ 生活保護が停止または廃止された方
- ・ 町民税が非課税または減免された方
- ・ 個人事業税または固定資産税が減免された方
- ・ 国民年金の保険料が免除または

準部賃金課 ☎052(972)0258 半田労働基準監督署 ☎(21)1030

- ・ 国民健康保険税が減免された方
- ・ 児童扶養手当が支給された方
- ・ 生活福祉資金の貸し付けを受けた方

そのほか経済的理由で困っている方で、教育委員会が援助を必要と認められた方

要保護

生活保護世帯

申請方法

準要保護の方は、児童・生徒の在学する学校または学校教育課へ申請してください。

添付書類として所得証明書などが必要になることがあります。

要保護の方で、生活保護を受けている世帯の方は住民福祉課に問い合わせてください。

問い合わせ先 学校教育課
☎(48)1111（内205）

自衛官を募集

自衛官を次のとおり募集します。

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
幹部候補生	一般・技術 平成20年4月1日現在、20歳以上26歳未満の方（22歳未満は大卒（見込含む））、大学院修士学位取得者（海上技術幹部候補生志願者は、理工学修士学位取得者に限る）および自衛官は28歳未満の方	4月1日～5月11日	1次 5月19・20日 （20日は飛行要員のみ） 2次 6月19日～21日のうち指定する1日 3次 7月18日～8月2日 （海・空自衛隊飛行要員のみ）
	歯科・薬剤 平成20年4月1日現在、専門の大卒（見込含む）20歳以上30歳未満の方（薬剤は26歳未満の方（薬学修士学位取得者は28歳未満））		1次 5月19日 2次 6月19日～21日のうち指定する1日
2等陸海空士（男子）	18歳以上27歳未満の方	年間を通じて行っています。	5月中旬予定

問い合わせ先

自衛隊半田地域事務所

☎(21)0004

ホームページアドレス

<http://www.aichi.plo.jda.go.jp>